

## ユネスコエコパーク申請に係る主な手続きの流れについて(予定)

期日等	手続きの流れ
	自治体から日本ユネスコ国内委員会事務局(文部科学省)へ新規申請要望の相談
	<地域での検討>
2015年 8月31日まで	自治体から日本ユネスコ国内委員会会長宛に申請に関する意思表明を申請概要とともに提出。 【申請概要には、ゾーニング案、活動案、組織体制案、関係機関との調整状況等、申請書作成に必要な基本事項を記載。】
11月5日	日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会 (申請予定案件についての報告・意見交換)
	<申請の方針の検討・調整>
2016年 2月末まで	自治体から日本ユネスコ国内委員会事務局へ申請書案(和文)の提出
3月	日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会 (申請書案(和文)について議論)
	<申請書案(和文)の検討・調整>
	※必要に応じ、MAB計画分科会の更なる開催について検討
	※5~6月を目処に、申請書案(英文)の提出を要請
8月中旬	日本ユネスコ国内委員会MAB計画分科会 (国内審査・推薦の可否の決定)
	<必要に応じて、申請書(和文・英文)最終調整>
9月中旬	日本ユネスコ国内委員会からユネスコへの推薦
2017年 3月~5月頃	BR国際諮問委員会による審査
5月~7月頃	MAB計画国際調整理事会における審議・決定